

(様式 1－3①)

須賀川市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（須賀川市交付分）個票

平成24年4月時点

※本様式は1－2①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	須賀川市市街地整備基本構想等作成委託事業
事業番号	D－16－1－2	事業実施主体	須賀川市
交付期間	H24～	総交付対象事業費	48,300（千円）

事業概要

○東日本大震災により、市内の住家家屋の約半数が全壊や大規模半壊などの被害を受けました。特に市街地中心部におきましては、住家や店舗等の建物への被害が集中し、市庁舎、総合福祉センター及び第一小学校が使用不能となる甚大な被害を受けました。

震災において、市庁舎は災害時における防災拠点としての役割を果たすべきでありましたが、地震直後には使用不能となつたため、隣接する体育館に災害対策本部を設置せざるを得ない事態となり、震災対応における関係部局間や市民との連絡調整等に混乱が生じた状況となりました。

さらに、市体育館は、緊急災害時の周辺住民の避難所として位置付けているため、災害対策本部機能と避難所機能が併存する異常な事態となりました。

また、市街地中心部に位置する総合福祉センターも使用不能となる被害を受けたために、市庁舎機能を代替えする施設が失われ、現在における復旧・復興の取り組みにあたりましても、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスに支障を来している状況となっております。

このため、使用不能となつた市庁舎の再建にあたりましては、震災を踏まえ、市民の安全・安心の確保を含めた防災・減災の観点から、市庁舎の耐震強化などの防災機能を充実させるとともに、敷地内にある公民館や図書館機能の移転を含め、住家被害が集中している市街地中心部の再構築を視野に入れた「市街地再開発事業」により、都市機能の充実強化を進める必要があります。

【事業概要】

- ・市街地再開発事業基本構想及び基本計画策定（市街地再開発事業の効果促進事業）
- ・事業面積：3.86ha
- ・事業箇所：須賀川市役所周辺（須賀川市八幡町地内）

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により市街地を中心に住家家屋の被害が市内全域におよび、全壊家屋が1,132棟、大規模半壊が439棟、半壊が3,030棟、一部損壊が10,386棟となるなど、市内家屋の約半数の建物に被害が生じ、市内4箇所の仮設住宅に166世帯、408名が入居している状況となっており、市民生活に大きな影響を及ぼしました。さらに、災害時の防災拠点となるべき市庁舎が使用不能となる被害を受けたため、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスの支障を来している状況となっております。また、市民活動や市民交流の拠点として、また中心市街地における賑わい創出に重要な役割を果たしてきた総合福祉センターが使用不能となり、さらには第一小学校も使用不能となるなど、市街地中心部において甚大な被害が生じたところであります。

関連する災害復旧事業の概要

○仮庁舎建設事業

- ・建設場所：須賀川市牛袋町12番地（市文化センター駐車場）
- ・建設規模：建築面積 1,003.02 m²
延床面積 1,926.40 m²
- ・建物構造：軽量鉄骨ブリース
- ・リース期間：平成24年6月～平成28年3月（46ヶ月）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-16-1
事業名	須賀川市市街地整備事業（市街地再開発事業）
直接交付先	須賀川市

基幹事業との関連性

東日本大震災により使用不能となった市庁舎等の再建にあたっては、震災を踏まえ、市民の安全・安心の確保を含めた防災・減災の観点から、市庁舎等の耐震強化などの防災機能を充実させるとともに、現市庁舎敷地内にある公民館や図書館機能の移転を含め、住家被害が集中している市街地中心部の再構築を視野に入れた「市街地再開発事業」により、都市機能の充実強化を進めが必要がある。

このため、基幹事業として取り組む「須賀川市市街地開発事業」の効果促進事業として、「市街地再開発事業」に係る「基本構想及び基本計画」策定について取り組むこととしております。